

# みんなの手で新しいまちづくりを

## 新総合計画案を市長に答申

### = 5つの柱と37課題の実現はかる =

渡辺富士市長は、昨年7月25日、富士市新総合計画案を同審議会（服部源一郎会長）に諮問していましたが、1月24日午前10時から市庁舎10階会議室で、その答申が行われ、服部会長から渡辺市長に答申書が手わたされました。

この新総合計画案は、昭和60年を目標に「みんなの手で新しいまちづくり」をキャッチフレーズに、5つの柱と37の課題（シビル・ミニマム）を設定し、その実現をはかろうとするものです。

この諮問を受けた同審議会は、昨年7月以来、5つの柱を主題に「健康と安全」、「生活環境」、「市民福祉」、「教育と文化」、「産業の振興」の5つの分科会にわかれ協議を重ねてきました。

一方、同審議会と同じ5つのテーマで総合計画を考える市民のつどい、世論調査の実施、論文・作文の募集など、キメ細かな市民参加を呼びかけ、広く市民の声を審議会に反映しました。



【写真・服部会長から答申を受ける渡辺市長】

## 選挙運動あれこれ①

### こんなことをすると違反になります

富士市選挙管理委員会（山田由太郎委員長）は、ことし4月に行われる統一地方選挙を前に、1月24日吉原市民会館第1会議室で、県議選および市議選の後援会活動の正しいあり方などについて、立候補予定者や後援会関係の責任者約150人を集めて説明会を開きました。

今回の説明会は、後援会の届出や事前運動など違反行為を未然に防ぐために開かれたもので、県選挙管理委員会から派遣された北条係官の説

明を熱心にメモするなど活発な質疑が交されました。

以下号を追って「選挙運動あれこれ」こんなことをすると違反になりますを連載します。



【問】 部落推せん会は、事前運動に該当するか

【答】 部落会や自治会などが、単なる会合で出席者が全く白紙の立場で会合にのぞみ、相談の上、候補者を選定推せんするという事は事前運動にはならないが、推せん決定したあと「〇〇選挙には〇〇に全員投票をお願いします。」といった時には選挙運動となるので事前運動として違反になります。

【問】 立候補予定者の後援会をつくるため、各戸を訪問し、署名、捺印を求めて歩くことはよいか。

【答】 立候補予定者の人格の敬慕、事業の後援などのため、後援会をつ

くることはよいが、署名、捺印を求める相手方の範囲その時の言動などにより、立候補予定者の当選を目的にする場合は、戸別訪問および事前運動の違反になります。

【問】 町内会が告示前に、町内会として誰を推せんするか申し合せをする程度の会合を開くことは違反になるか。

【答】 町内会において単に誰を推せんするかを協議する程度にとどまる限り違反にはなりません。

統一地方選挙は4月に行われます

県議会議員選挙 { 告示日…3月27日(火)  
投票日…4月8日(日)

市議会議員選挙 { 告示日…4月12日(木)  
投票日…4月22日(日)

富士市選挙管理委員会・富士市明るい選挙推進協議会